

## 〔事案 25-162〕 解約取消請求

・平成 26 年 7 月 30 日 裁定終了

### ＜事案の概要＞

契約者貸付および特約付加を申し込んだが、実際は契約が解約され、新たな保険を契約させられていたことを理由に、解約された契約に戻すことを求め申立てのあったもの。

### ＜申立人の主張＞

以下の理由により、契約①（変額個人年金）および契約②（積立利率変動型終身保険）の解約手続を無効とし、契約を元に戻してほしい。

- (1)平成 24 年 11 月、契約①・契約②について契約者貸付を申し込んだ際、あわせて介護特約の付加を申し込んだものと思っていたが、実際は、契約③（終身介護保障保険）に新たに加入させられていた。
- (2)上記(1)の約 12 日後、契約者貸付に必要な書類と言われて、解約請求書に署名させられた。

### ＜保険会社の主張＞

以下の理由により、契約③の申込みおよび契約①・契約②の解約は申立人の意思にもとづいて行われたものであり、募集人は適切な説明をしているため、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)契約③は、申立人が介護保障を要望したために提案したもので、ご契約のしおり・約款を交付し、保障内容等は適切に説明して理解され、申立人の意思にもとづき、自署により申し込まれた。
- (2)契約①・契約②の解約は、契約③の成立を前提に、支払保険料の関係から契約①・契約②は解約したいとの申立人の要望等にもとづいたものであり、募集人は、契約③の成立を確認してから、申立人自署による契約①・契約②の解約請求書を受領した。
- (3)解約手続前に、募集人が「契約者貸付の処理で書かないといけないものがある」と説明した事実や、手続時に書類を 2 枚重ねた状態で、解約請求書であることを説明せずに指し示した箇所に署名するよう求めた事実もない。

### ＜裁定の概要＞

裁定審査会では、当事者から提出された申立書、答弁書等の書面および申立人、募集人の事情聴取の内容にもとづき審理を行った。審理の結果、以下のとおり、申立内容は認められないので、指定（外国）生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第 37 条 1 項にもとづき、裁定書にその理由を明記し、裁定手続を終了した。

#### 1. 申立人の主張の法的整理

申立人は、本解約請求書を、契約者貸付に必要な書類と誤信して作成したと主張しているため、本解約手続について、要素の錯誤による無効（民法 95 条）を求めているものと判断する。

#### 2. 当審査会の判断

- (1)以下の事実を総合勘案すると、本解約手続について、申立人が主張するような錯誤が存在したと認めることはできない。

①申立人は、契約①・契約②について、解約の約 12 日前に、契約者貸付の申込・請求をしたところ、保険会社は、2 日以内に申立人指定の銀行口座に貸付金を振込み、申立人は

この振込入金があったことを認識していた。

②申立人は振込があった日の10日後に募集人と面談し、契約①・契約②について「解約請求書（兼解約返戻金請求書）」と表題が明記されている書類に自ら記入（署名）して募集人に渡した。

(2)申立人の、解約請求書である認識がなかったとの主張は、以下の点で不自然である。

①申立人は、契約者貸付を申込・請求してから2日以内に貸付金が振込まれたことを認識しているが、振込入金から10日後に、“契約者貸付の申込後に記入すべき貸付関連書類”との認識であったとの理由で、解約請求書へ記入・署名している。

②解約請求書の上部中央には、表題が太文字で「解約請求書」と記載されており、下方の「返戻金等振込先」欄に、申立人名義口座への振込みを希望する旨のチェックマークが申立人により付されている。